

第十六回 参議院水産委員会會議録第十三号

(三〇一)

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午後一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

松浦 清一君
菊田 七平君

政府委員

水産庁次長 岡井 正男君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
会専門員 林 達磨君

説明員

調達庁不動 大石 孝章君
産部次長 鈴木 昇君
調達庁不動 鈴木 昇君

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

今日は第一議題、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案、予備審査、これを議題といたします。今日は質疑に入りたいと思います。質疑のあらわれるかたは順次御発言を願います。調達庁からは大石不動産部次長と鈴木補

償課長、お二人がお見えになつております。

○松浦清一君 第一條の第三項「第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。」という通常生ずべき損失という内容は、前の国会の際に承わつたつもりでありますけれども、もう一遍御説明を承わりたいので

○説明員(大石孝章君) お答え申し上げます。私どもこの法律案で考へてお

○松浦清一君 具体的に申上げますと、どういふことになりましようか。

○説明員(大石孝章君) 法律に盛つてありますところの事業、農業、林業、それから水産業、それが法律並びに私ども政令で以て定める各種の行為がござい

○松浦清一君 具体的な申上げますと、どういふことになりましようか。

○説明員(大石孝章君) いわゆる漁業労働者は、これは漁業経営によつて生ずる損失に伴ひまして、当然損失があるといふふうに解しております。

○松浦清一君 そうしますと、第二條の第三項の、内閣總理大臣は都道府県

を生ずるときは、魚道の遮断というによつて生ずる損失、それは、操業ができないという損失、それから水中工作物、これは具体的には水中聴音機が設置されておるわけでございますが、そのために網等の操業が

○松浦清一君 防潜網、それから水中聴音機、そういうもので漁獲高が通常の場合よりも非常に減つて来た、こ

○松浦清一君 そういたしますと、この法律のどの部分に挿入することが適

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

知事を経由して損失補償申請書を受取

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

○松浦清一君 そういたしますと、補償額の算定

りますが、おおむねそれに準じた規定を作ることになるだろうと考えます。それは御趣旨の点ははつきりと、経営者とそれから漁業従事者と言いますか、漁業労働者の分というふうになきちんと分けて出せるような仕組みになつております。

○松浦清一君 それは何ですか、政令ですか、支給基準というのですか、どういう形で出て来るわけですか。

○説明員(大石章章君) 昨年七月四日の閣議了解に基づきますところの損失補償等要綱というのがございます。その閣議了解の線に基づきまして、調達庁長官が各省庁の協議を経まして定めた要綱でございます。

○松浦清一君 それは損失補償要綱というのですか、損失補償等要綱というのですか、閣議できまつたのは……。

○説明員(大石章章君) その前がらよつと付くのでございますが。

○松浦清一君 それを今でなくて結構ですが、お手許になければ、この次の委員会でもよろしくございますから一つ見せて頂きたい。それから同じく第二條第三項に、内閣総理大臣は補償額を決定することになつておられますが、これは実際内閣総理大臣自身がやるわけではないので、実際の事務の扱いとしてはどういうところでやりますか。調達庁と水産庁あたりが協議をしてその額を決定するといふ、そういう事務的な作業を行うわけですか。

○説明員(大石章章君) 申し上げます。都道府県知事を經由いたしました申請者が出すわけでありまして、その場合に都道府県知事から調達庁の各地の出身でありますところの調達局長を經由をし、調達庁長官を経て内閣総理大臣

に、事務的には提出するようにいたしたいと思ひます。そして実際の実務的に調達庁長官がこの損失額及び補償額を決定いたします場合に、当然専門官庁でありますところの水産庁の御意見も十分拝承いたしまして、そうして勘案するという仕組みにいたすはずであります。

○松浦清一君 それは調達庁が調達庁だけの意思で、水産庁に相談しても相談しなくてもいいというのですか。何か法制化されたものでそれを決定する場合には水産庁に相談しなければいけません、協議の上で決定するといふようなことが何か明文化されて参りますか。

○説明員(大石章章君) 現在の私どもの考えでは明文化しないつもりであります。

○松浦清一君 そうすると、水産庁には相談しなくてもいい、こういうわけですね。

○説明員(大石章章君) 明文化したものがありませんので相談しなくてもいいということにはなりません。実際の私どもの補償上の業務の取扱いといたしましては、いろいろ平年の漁獲量の押え方、それから実際の損失機関の漁獲量の押え方、これは例を水産業にとつた場合であります。そういうようなことにつきましては、当然経済審議庁等もございまして、なおその地区々々につきましても、実際の事情その他は十分当然緩和しなければいけないと心得ております。そういうふうな観点に立ちまして、如何なる場合でも水産庁には御相談申上げて、そして篤と御意見は拝承するといふ仕組みになるものと思ひます。

○松浦清一君 補償額をきめる場合の手続は大体わかりましたが、その補償額を決定する際の基準、いわゆる第一條第三項の「通常生ずべき損失」に對してきめる補償額のパーセンテージの基準というものがあつたはずですが、それはどういふことになつておりますか、金額補償というわけでもないでしょうか。

○説明員(大石章章君) さつき申上げましたように、未だに私も基準を定めておりませんので、はつきりとお答えすることができませんが、当然具體的にそういうような事項につきましても規定したものを待つわけでありませう。

○松浦清一君 あなたの考えではどのくらいの基準を作らうというふうに考へていらつしやいませうか。七割とか、八割とか、大体の見込みはどうなんでしょうか。

○説明員(大石章章君) この基準を作ります場合には、調達庁の原案を出すわけでありまして、当然水産庁その他関係各省庁の協議を経てやることになりまして、私からははつきりと申上げるわけには行かないのであります。

○松浦清一君 それは国会のほうにはもう相談はありませぬね。それをきめるときには……。

○説明員(大石章章君) 法律を実施する場合の算定基準等でございますので、でき上りましたならば御要求があれば国会にも御説明いたしたいと思ひますが、御相談は申上げないでよろうと思ひます。

○松浦清一君 補償額が、法律では内閣総理大臣ですが、事務的には、只今

お聞きした通り調達庁を中心として水産庁の意見も聞いて補償額を決定する、こういうことですが、その補償額が決定したところから、いよいよその金を出すというふうな場合に、大蔵省の予算の關係が伴つて来るわけですが、これはどうなんですか。あらかじめ昭和二十八年なら二十八年度のこういう種類の損失補償をすべき額は幾らというところを想定をして、あらかじめ予算をとつておいて……今度の予算の中にはやはりそれは入つてゐるわけでしょうか。

○説明員(大石章章君) 予算の点につきましては、当然本法律で予想せられべきところの損失も防衛支出金ということになるはずであります。防衛支出金のうち、御承知の施設区域關係、それに伴いますところの或いは補償といふような金額で、国内的に使用できる金額六十二億というので以て賄われるはずであります。ただ漁船の機業制限法或いは免許漁業等に伴いますところの損失などを補償いたします場合の例を御参考までに申上げますが、調達庁が損失額を算定いたしまして或る成案を得ました場合に、大蔵省主計局のほうに持込みまして、そうして調達庁のほうに必要額だけ防衛支出金の移し替えを実施してもらつて、そしてそれぞれ系統を通じて予算を配賦するといふ形になつております。

○秋山俊一郎君 私あとから参りましたのですが、今の「通常生ずべき損失」の算出の基礎と申しますか、それは、これが前回提案になりましたときに、前の不動産部長の川田部長は、相当大まかにその基準をお示しになつたのですか、それは今度は変つたわけですね。

○説明員(大石章章君) 私どものほうでは前回の川田部長の説明の当初とそう大して変つた考えは持つておりませんが、申上げましたように、その後のまだ各省協議や何かいたしまして、きちんとしたまとまつたものとして持合せてないので、私から御説明申上げるものができなかつたといふことであります。

○秋山俊一郎君 そうすると、前のと多少変つたことが予想されるのですか、この問題は当委員会において随分長く議論をされた問題なんです。

○説明員(大石章章君) 私ちよつと誤解した向きもありませんので申し上げますが、本法律案に基づきますところの損失補償額の算定基準なり、要領は、水産業關係だけじゃなくて、各種各様の態様が予想されますので、そういうふうなものにつきまして、まだ御報告申上げるような段階ではないという趣旨でございます。水産業關係だけににつきましてでしたら、川田部長が前に当委員会において御報告申上げたような線と、私どもも考へておりますものは変らないと申上げるほうが本当かと存じます。

○秋山俊一郎君 ここでは農業や何かのほうは余りやしませんので、水産だけというところでありますから、そのつもりでお答えを頂きたい。一般に言うときには、一般のことと取り分けて申上げますが、普通質問する場合には水産關係といふことでお答えを頂きたい。

○松浦清一君 そうしますと、防衛支出金の六十二億円というの、これは前にも承わつたのですが、もう一遍確認をしておきたい。この例えは水産な

ら水産から幾ら、農林関係から幾ら、
こういふ要求が出て来ますね。そうす
ると、これを配分する最後の決定権
というものは大蔵大臣ですか。これだ
けを水産関係の損失に払う、これだけ
を農林関係の損失に払う、こういふ
うにその配分の最終決定をする権限と
いうものは誰が持つておるわけです
か。

○説明員(大石孝章君) 調達庁にお
いて実施されるわけですが、大蔵省から移
し替える受けて、そしてそれを例え
ば、私も現在はその都度移し替える
もらつておるもので、これを何と
か、或る四半期なり、或いは二月分
なりといったような繰で、調達庁に大蔵
省主計局所管の予算の防衛支出金を移
し、替えてもらつておいて、そして
こういつたような損失の申請があれ
ば、できるだけ速かにそういつたよう
な算定を終わらして、そして損失の
補償をするために、そしていつたよう
なふうに移し替えるしておいてもら
う。そしてその場合に農林関係に幾ら、水
産関係に幾らということは、そして
うような枠というようなことも、
どれだけ実際の損失高があるかとい
うことに基いて実施いたすわけであ
ります。

○松浦清一君 そうすると、これはあ
なたにお伺いをするのは筋違いかも知
れませんが、防衛支出金というものは、
こういふ駐留軍が日本に駐留するこ
とのためによつて起る損害の補償をする
だけに六十二億円を使う、こういふ
わけですか。

○説明員(大石孝章君) お話のよう
な趣旨ではございません。二十八年度成
立予算は、防衛支出金は現在御審議さ

れております予算は六百二十億であり
ますが、そのうち六十二億が在日米軍
側に一括交付した残りの金でありま
す。それから施設区域関係に使われま
すのは五十二億九千万と記憶いたして
おりますが、その中からいろいろな補
償、例えば施設区域として提供せられ
ました土地等を買収するとか、或いは
農作物等の立毛補償、或いは立木の補
償をするとか、或いはその他いろいろ
の物件、建物等のような移転補償をす
るといつたようなこと、それから通常
の場合には、施設において民有地の場
合は賃貸借契約等が行われております
が、そしていろいろ、そしていろいろな
ものに充当し、なお漁船の操業制限に基
く補償、それから御審議をお願いいた
しておりますところのこの特別損失補
償というようなもの全般に充當せら
るるわけであります。

○松浦清一君 その五十二億九千万
のうちの、漁業損害に対して補償すべ
き昭和二十八年度の予算額というの
は幾らですか。

○説明員(大石孝章君) 現在私のほう
ではつきりと本法律案に基づく損失額
のうち、水産関係にこれだけであると
いう、そして予算をまだはつきりと
は立てておりません。

○松浦清一君 予想される金額はどれ
くらいですか。

○説明員(大石孝章君) 予算としてで
はなく、これは今まで研究しました結
果、本法律案によつて予想せらるる損
失額というものは六億乃至八億程度であ
ろうというふうに予想しております。
ところがそのうち水産関係でどの程
度ということはまだはつきりと掴んで
ないわけでありまして、従いまして、こ

れを明確に予算としてこれだけの枠が
あるというふうにはまだはつきりいた
しておりません。

○松浦清一君 これはこの法律に關係
はないのですが、千葉縣あたりでは演
習地の損害額というものが決定した
場合、大蔵省がかなり強い権限を持
つて来て、その補償ができるのか、でき
ないかというふうなことで、査定額に干
渉するといふふうなことを聞くので
すが、そして事實はあるのですか。

○説明員(大石孝章君) お答えいたし
ます。干渉するといふような事實はこ
ごいけません。ただ一般の予算折衝上、
原案者でありますところの調達庁の積
み上げました計数と、大蔵省が予算管
理、予算査定という立場から見ました
ときの計数との間に食い違いが、食
い違いと言いますか、懸隔と言いま
すか、そしていろいろな場合はしばしばあ
るのが通常でございます。

○松浦清一君 大蔵省が、この委員会
の範囲だけから申しますと、漁
業損害の実態、それから漁業損害額、
そしていろいろのについて大蔵省が何ら現
地において調べることをなくして、ただ
予算上の問題等で、その額に就いて、
少ないとか多いとかを主張する
といふのは間違ひであらうと思つたので
すが、その点で今度交渉した場合、
どちらの主張が大体通つてゐるのだ
うか。

○説明員(大石孝章君) 主務庁であり
ますところの調達庁の主張が通つてお
ります。

は、三十日以内にこれについて又再決
定をする、こういふことなんですが、
異議の申立を受けて、そして更にその
額を再査定をするという場合の取扱
い方も、前段お話がございました、調達
庁が中心になつて水産庁の意見を聞
いてそれをきめる、こういふのと同
じことになりませんか、事務上の問題
は……。

○説明員(大石孝章君) さういふ趣旨
は……。

○秋山俊一郎君 この補償する防衛支
出金というものは六十二億といふこと
になります、私前に九十二億といふ
ふうに聞いておつたのですが、それと
は又別の分でございますか。

○説明員(大石孝章君) 本委員会前
に川田部長からいろいろお答え申し上げ
ておりましたのは、昭和二十七年
の、丁度二十八年度の六十二億に該
当しますところの九十二億という数字を
申上げておつたはずであります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、それ
が今度減つておるわけですね。

が、私の知つておる限りでは六十二億
は日本政府だけの支出であります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、前年
までの分より本年度の分が、防衛支出
金の総額が減じておるといふことは、
そしていふやうな行為が、いわゆる損失
というものが減少したといふことを意
味するわけですか。

○説明員(大石孝章君) そういふ趣旨
ではございません。私の御説明申し上げ
ておるのは、この法律で予想せられま
すところの損失等が充當せらるる予算
の金額を御説明申し上げておる次第であ
りまして、これを今度には実際に使用す
ると言います、実行計画の段になり
ますと、この六十二億、実際は施設関
係や何かでは五十二億九千万円であ
りますが、それにプラスの二十七年
からの繰越額、いわゆる九十二億中繰
越した金額があるわけでありまして、そ
れと合せて先般の金額が百四十億は
どになります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、今
までの分は九十二億が余つたといふこ
とは、それだけ補償がなかつたといふこ
とでありますか、補償すべきものをま
だ補償せずに繰り延べて来ておると
いふことになるのですか。

○説明員(大石孝章君) 二十七年
度、講和発効後当然補償すべきものを
まだ補償を実施していないといふこと
になります。

上の關係から出たように思われるのであります。この補償の算定等によつて、今度制定されますこの法律によつて生まれる分は、従来見舞金といつたやうな程度で出すものは出しておつたが、全く出さなかつたものもあつたが、そう思うのであります。そういふものが加わつて来るから、本来から言つと、元の九十二億より大分殖えて来る形になるのだと思ふのです。ところでそれに更にこの補償額が増加して来た場合には、これは予算を増額して予算措置を別に講じてやるのであるが、よく政府では予算がないから、これだけだといふことをよく言われるのですが、補償する以上は予算が足りないから補償できないといふわけには行かんと思ふのです。補償の義務を生じたものは当然政府はその補償額を補償しなければならぬと思ふのですが、そういうやうなことに對して、若し今盛つておる予算が不足する場合にはどういふやうな処置をとられるつもりでありますか。

○説明員(大石季章君) 申上げましたように、予算上の詳細なことを申上げることができませんが、私どもの見解では、補償という趣旨は決して一定の枠の中に押込められて、それからはずれたものは、これは補償にならないののだといったようなものではないというふうに解しております。

○秋山俊一郎君 そこで大体その点はわかりましたが、私は少し遅く来ましたので、前から御質問があつたかと思ひます。若し御質問があつたならば、私は承わらんでもあとで議事録を見ますが、どうも今もお話のように、十七年度に、講和発効後当然補償すべき

ものが未だに補償になつていないといふことから考えまして、この補償する事務が非常に停滞しておるのではないかと。かと思つと、内灘のごとく極めて迅速にやつておるやつもある。そこに非常な不公平が起つておりはせんかといふように感ずるのでありますが、これは私要望しおきますことは、この補償を計算することについて、申請によつて補償するのでありますが、その申請書のフオームというものができておるのであるか、若しできていないとすれば、大体どういふふうに補償額の算定方式を指導しておるか、そうして今までにすでに各所から出ておると思ひますが、内灘の分と、それから九十九里方面の分、それから長崎方面の分、大体この三者の補償請求書と申しますか、そういうものを若しフオームがあればフオームを一緒に、その様式がなければ、その申請書をサンプルとして御提示を願ひたい。次の委員会に提示をして頂きたい。それはなぜそういうことを申上げるかと言いますと、私どもの聞くとこによると、この調査というか、申請書が非常に複雑である。到底漁業者ではそんなことはできない。従つてこれを、まあそういうことを商売にする法律関係で言えば司法書士のような、あいつたような特殊な人に頼んでその書類を作るということ、そうすると、もう大変な費用がかかる。従つてそういうような人が作るという、実態に触れたものであるかどうかといふことは疑問なんだ。一例を私一つ申上げますと、その出漁する時期における天候、波の高さまで書けといふことを言われておる。そういうことは到底幾ら海へ出ておつても、一

年中のそういうものを一々頭に入れておる漁師なんというものは一人もない。それはたま／＼大時化のときには海に出ませんから、波が高かつたかどうかわかりまじようが、漁に出ておりまして、かなり風の強いときもあれば、平穩のときもある。そのときの一々天候その他氣象の記述までしろと言われても、これは到底できない。これは常識で判断してわかる。そういうことを要求するということは私は非常識だと思ふ。むしろそういうことならば、當時の天候等はその土地における測候所なり或いは海洋氣象台なりに問い合せて判断すべきものであるが、而もこれは内海の場合と外海の場合と違ふ。同日の天候であつても、一つの県におきましても、南と北とは違ふ場合がありますので、氣象というものはそう一律にはなかく行かん。殊に海の上の波浪とか、洋上の状態というのは非常に運うのでありまして、それを一々その時のことを書入れろということは私は非常に非常識だと思ふ。若しそういう指導をしておれば私はそれは改めてもらいたい。一つの申請をするのに現在は個人々々がやることになつておる。その個人が二百枚ぐらいの申請書を作らねばならんというやうな話でありますが、そんな申請書を作るものは現在の、當時いろ／＼統制經濟の時には非常にむづかしいものがあるが、今日申請書等にそういうものを作れとは誠に、非常に大きな事業ならばとにかくも、原始産業をやつておる漁業なんかにそんなものを作れということは、とてももう眞実を書くためには不可能と言つてもいいと私は思うのです。何か内灘の……九十九里なん

かトラックに何ばいか持つて来たという話も聞いたのですが、そういつたようなことを強いておれば書くほうにも手間取るが、これを審査するほうにもどれだけ日にちがかかるか、従いましで役所の決算みたいに三年も前のものを今頃審査しなければならぬということでは、これは補償にも何にもならない。従つて私どもは今後この補償をする上においては、成るべく迅速に、そうしてその申請書は最も簡明に書かせるように、できれば本人の意思をそのまま現わすことのできるような記載方にしてもらふ。勿論漁師にはすべてが文筆の立つ人ばかりではないのでありますけれども、大体そこへ、そういう一つの制限区域に行く人は皆同じような状態の人が多い。従つて一人のものも十人のものも状態は同じと見なければなりません。そういう意味で、これををもつと輕便と申しますか、簡略に申請もし、そうして審査もでき、その補償金が早く渡るということを念願するために、そういつたような参考書類を見せて、それが果してそういうことでできるかどうか、私どもは漁業者の状態はよくわかりますから、こういう記述を漁業者に強いてもいいものかどうかということとは判断できると思います。が、若しそうでないものを強いたとするならば、真実を書かない場合も出て来はしないか、こういう憂いもあるのです、その点を申上げたのであります。それは提示ができるでありましか。

○説明員(大石孝章君) 現在の補償申請書のフォームというものはあとで御提示申し上げます。只今いろいろの數項亘つて御質問、それから私どもに対

する御意見があつたわけでありま
すが、その中で項を分けて御説明申
しますが、本法律に基いて実施せら
れた補償は無論同じわけでありませ
う。然るこの法律で補償すべきもの
とするような性質のもの、行政措置
によつて昨年度実施したのは、二件
だけあります。御承知のように東京
並びに佐世保港におきます防潜網
係の舞金一億二千九百万円、それ
ら芦屋地区におきますところの防風
防砂林関係二千八百万円、その他の
につきましては今実施いたしてない
だけでございます。それから御意見
の、大麥遅れておるといふ関係、昨
年に昭和二十七年講和発効後、各地
におきますところの漁業の損失補償
は、鋭意私どもとしましては作業を
急め、又予算折衝も連日大蔵省と続
けておるような現況でございますの
で、大麥遅れて申訳なかつたわけで
ありますが、そのうち補償できるもの
と思つております。それから内灘、
九十九里、長崎等において非常な
大なる申請等、そのういふ申請を
するための手続及び紙数等なんかも
膨大なものであるといふ点でござ
いますので、これは各方面からも私
どもも御意見、それから改めまして
承わつておりますので、何とか改
善したいといふので、昭和二十七年
度の措置としましては、すでにきつ
たそのフォームを各業者と言いま
すが、損失者ごとに作成すべきもの
を、それを組合単位に先づ改めたい
といふような点で改善策を講じたわ
けであります。昭和二十八年にお
きましては、とてももういつたよう
なことでは、太足りんといふので、
抜本的にこれ

を改善すべきであるというので、目下これを取りまとめております。それからどんな工合に指導しておるかという点につきましては、私も御意見、御趣旨の通り、できるだけこれを簡便に迅速に補償ができるようにという趣旨から、いろいろ出先機関の指導に当たっておりますが、現在の漁業補償の線は、平年漁獲量を出すという作業と、それから制限期間における漁獲量、それから経費、こういうものの積上計算というふうな観点から、相当詳細な資料を求めていることは事実でございます。ただどこまで私も簡素化して御要望、御趣旨の線に沿いますかという点にあると思っております。

○秋山俊一郎君 只今の御説明で大分簡素化されたところがあることは大変結構だと思っております。で、今個人々々のものを組合で取りまとめるという言いか、組合で申請することを認めるというお話であります。いろいろ漁業の上には許可漁業等がありまして、自由漁業もあり、許可漁業等もありまして、個人々々でやつておるものを、すべて組合で取りまとめることができるようになつておりますか、個人々々の分と両建になつておりますか、その点。

○説明員(鈴木昇君) 両建にいたしております。

○秋山俊一郎君 そうしますと、それぞれ組合に対する分、それから個人に対する分も、その様式というものはそれは別個にできるわけですね。

○説明員(鈴木昇君) 様式といいたしましては、同一の様式に、組合で取りまとめるというものは、組合に属してあるかたぐいの総まとめといたしまして、漁獲量その他合計したものをそれに

書いて頂くというふうにいたしております。

○秋山俊一郎君 従来その申請書を出した、そうすると、又これはいかんから、こういうふうに変えろと言つて何遍も変つて来る例があるのです。そこで又非常に混雑をしたのですが、そういうものは今お話の説明によりまして改善されると思つて、そういうふうなきめてある以上に、十分検討した上で、一遍出したものを又引つ繰り返してやり直すというふうなことの無いように努めて頂かなければ、一遍で済むものを何遍もするということになるかと、経費の上においても、時間の上においても非常に遅いので、その点にはもう漁民も、こんなくらいなら申請できないといつたように投げてしまふ人もあるわけですね。それともう一つは、遅れておる問題ですが、これは場所によりましては非常な打撃を受けておる。それも一年経つても補償が来ないというところになれば、これは一体どうなるか、こういう人たちの生活は……この点を一つ考へて頂きたい。とにかく何でもかまわぬ、精密な調査ができなければ概算だけでも一応してやるということではなければ、正確に役所で納得の行くような数字ができるまで引つ張られたのじや、引張られたほうはたまつたものじやない。収入が減じているのですから、それを一年も引張られたのでは家族の生活の上に大きな脅威を受ける。これは人心に及ぼす影響は非常に大きいと思つて、ですから若しそれが相当細かな調査をしなさいといふ、あなたの方のほうではいろいろ細かい調査をして、出来上つたものを大蔵省へ持つて行つた、大蔵

省がああでもない、こうでもない、こういうこともしろ、ああいうこともしろというのでは、これは役所はいいかも知れんけれども、金を受取るほうの者は大変な迷惑です。そこであらかじめそういうものをきめる場合には、大蔵省なり何なりとよく打合せた上できめて頂いて、それが長引くようなら、見当の七掛なら七掛というものを一応前払いでもするというような便法をとることができないのか。今後において果して、今までのままでありますから、私はそう早急に支出ができるかどうかというところに疑問を持つのです。そういう場合に、例えば益壽のような場合に計算をしなければならぬときに實際できないというところは誠に気の毒であるが、そういう場合に例えば京浜の防備網等について措置をとつたように、概算だけでもしてやるというふうな方法はとり得ないものかどうか。この点を一つ伺ひたい。

○説明員(鈴木昇君) 補償の遅延によつて御迷惑をかけておりますことは大変申し訳なく存じておるわけでありまして、概算の方法としましては、政令等の改正を必要といたします関係で若干遅れておるわけでございますが、予算決算会計令の改正によりまして、近頃概算だけでも得るような措置を只今講じておまして、お説のように年二回に分けてお払いできるようなことに今進めておるわけでございます。なお出先の機関が被害の申請者から提出された書類を返して書き直せというふうな事例を大分私どもも聞いておりますので、そういう点につきましては、

省がああでもない、こうでもない、こ

これは申請書を受取つたほうの調達庁の出先機関といたしましては、成るべく完全な書類を出してもらいたいといふふうな考えから、そうしておるものと存じますけれども、そういうやり方であつてはいけない、査定上必要なことについて更に追加してお聞きすることか、何とかいうことはあり得ることではありますけれども、書類を返して書き直せということでは再度提出させるというふうなことは避けるような指導をいたしておるわけでございますけれども、何分にもこれが見舞金というふうな形で、予算の範囲内において賄ふような性質の金でございますと問題は余りないわけでございますけれども、建前も完全補償ということになつておりますので、出先の担当の者もできるだけ完全な立証し得るものを出して頂いて、そうして完全な補償をいたしたいという考えからそうしているように思われる向きもございますので、その気持はいいけれども、手数をかけるといふようなことはできるだけやめるといふことを私どもも常に指導しておるわけでございます。

○委員長(森崎隆君) この法律案の予備審査につきましては、まだいろいろ質疑の点も残つておるよう承知しておりますので、次回に又続いて質疑に入ることにいたしまして、本日はこの辺で打ち切りたいと思つております。

○委員長(森崎隆君) なお、お諮りいたします。本法案につきましても、農林委員会から連合委員会の申入れがございました。本件について農林委員会と連合委員会を開催することに御異議は

ございませんでか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認めまして、さう決定いたします。つきましては、農林委員長と相談いたしまして、来週月曜日、二十日の午後一時から連合委員会を開催いたしたいと思つております。

なお、持越しの文部委員会との連合委員会は来週二十一日火曜日の午後一時から開きます。文部大臣から先だつての我々の質問に対する答弁を求めることになつておりますから、そのように御了承頂きたいと思つております。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案、この方面の質疑は都合によりまして次回に延期をいたします。

今日はこれを以て散会いたします。

午後二時四十分散会

七月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、加工水産物の輸出振興に関する法律案(衆)

加工水産物の輸出振興に関する法律案

加工水産物の輸出振興に関する法律

第一條 この法律は、水産物を加工度の高い優良な水産加工品として、その輸出の振興に寄与することを目的とする。

第二條 別表に掲げる水産物を輸出する場合に、主務省令の定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

第三條 別表に掲げる水産物を主として輸出の目的で加工しようとする者は、主務省令の定めるところ

五

第十部 水産委員会会議録第十三号

昭和二十八年七月十七日【参議院】

五

により、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

第四條 主務大臣は、第二條及び前條の許可をするには、あらかじめ水産物輸出審議会の議決を尊重しなければならない。

2 水産物輸出審議会は通商産業省に置く。

3 水産物輸出審議会の組織及び運営は、政令で定める。

第五條 第二條又は第三條の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は当該価格の三倍以下とする。

附則

この法律は公布の日から施行する。但し第二條、第三條及び第五條の規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

別表

まぐろ類(かつおを含む。)